

東京都北区いじめ防止条例

東京都北区いじめ防止条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 いじめ防止基本方針等（第十一条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条・第十六条）

第四章 重大事態への対処（第十七条）

第五章 雑則（第十八条）

付則

全ての子どもたちは、その一人ひとりがかげがえのない存在であり、未来を担う大切な宝です。

私たちは、いじめが子どもたちの心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼす人権侵害であることを認識し、いじめが行われなくなるように全力で取り組まなければなりません。

そのためには、子どものみならず、全ての人が「いじめは絶対に許さない」という決意を持って、互いに協力しながら、それぞれの役割や責任を果たす必要があります。そして、あらゆる場で「いじめをしない、させない、許さない」ための行動を実践し、いじめやこれに類する行為の根絶に努めなければなりません。

いじめをなくし、子どもたちが安心して健やかに成長することができる地域社会の実現を目指して、ここに、この条例を制定します。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、いじめの未然防止、早期発見及び再発防止並びにいじめへの適切な対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策について、基本理念を定め、東京都北区（以下「区」という。）、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者並びに区民の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の推進に関し基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって子どもたちの命と人権を守り、子ども一人ひとりの健やかな成長を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 いじめ 子どもに対して、その子どもが在籍する学校に在籍している等その

子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

二 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校及び特別支援学校（幼稚部及び高等部を除く。）をいう。

三 区立学校 東京都北区立学校設置条例（昭和三十九年三月東京都北区条例第六号）第一条に規定する区立学校をいう。

四 子ども 学校に在籍する児童又は生徒をいう。

五 保護者 子どもの親権を行う者、未成年後見人その他の者で、実際に子どもを監護しているものをいう。

六 区民 区内に居住する者、在勤する者又は在学する者をいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策を推進するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

一 全ての子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。

二 子どもが、いじめの問題に関する理解を深め、いじめを行わず、いじめが行われていることを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすること。

三 いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、互いに協力して、いじめの問題を克服することを目指して行動し、いじめその他これに類する行為のない地域社会を実現すること。

（いじめの禁止）

第四条 子どもは、いじめを行ってはならない。

（区の責務）

第五条 区は、第三条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、学校の設置者、学校、保護者、区民並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等に係る施策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

（学校の設置者の責務）

第六条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校及び学校の教職員の責務）

第七条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、その学校の子どもの保護

者、区、区民並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体と連携し、学校全体及び学校ファミリー（通学区域の重なる複数の区立学校による連携により構成されるものと自治会その他の当該区立学校が設置される地域における団体等との連携をいう。）で組織的にいじめの防止等のための対策に取り組むとともに、子どもがいじめを受けていると疑われるときは、その子どもを保護し、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

（保護者の責務）

第八条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの教育について第一義的責任を有するものとして、その監護する子どもがいじめを行うことがないように、その監護する子どもの規範意識及び豊かな情操を養うよう努めるものとする。

2 保護者は、その監護する子どもがいじめを受けたときは、学校又はいじめの防止等に関係する機関及び団体に迅速に相談し、適切にその子どもをいじめから保護するものとする。

3 保護者は、区、学校の設置者及び学校が講ずるいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

（区民の責務）

第九条 区民は、基本理念にのっとり、いじめの防止等に係る区の施策に協力するほか、それぞれの地域において、子どもの見守りを行うとともに、子どもとの触れ合いの機会を大切にし、連携かつ協力して子どもが安心して心豊かに成長できる環境の整備に努めるものとする。

2 区民は、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると認めた場合には、速やかに区、学校又はいじめの防止等に関係する機関及び団体に情報を提供するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第十条 区は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

（いじめ防止基本方針）

第十一条 区は、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第十二条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を東京都北区いじめ防止基本方針（次項において「基本方針」という。）として定めるものとする。

2 区は、基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

（学校いじめ防止基本方針の公表）

第十二条 区立学校は、法第十三条に規定する方針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(東京都北区いじめ問題対策連絡協議会)

第十三条 区は、法第十四条第一項の規定に基づき、学校、東京都北区教育委員会（以下「教育委員会」という。）並びに児童相談所、警察その他のいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、東京都北区いじめ問題対策連絡協議会（次項において「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の構成員その他の運営に関し必要な事項は、区が別に定める。

(東京都北区いじめ問題対策委員会)

第十四条 教育委員会は、法第十四条第三項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策の実効的な推進を図るため、教育委員会の附属機関として、東京都北区いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

2 対策委員会は、いじめの防止等のための対策について、教育委員会の諮問に応じ、答申する。

3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

4 対策委員会は、区立学校において法第二十八条第一項に規定する重大事態又は当該重大事態と同種の事態が発生した場合には、教育委員会からの要請に基づき同項に規定する組織として調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

5 対策委員会は、学識経験を有する者その他のいじめの防止等に係る専門的な知識を有する者並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体の代表等のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する委員十人以内をもって組織する。

6 委員の任期は、二年とする。

7 前二項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第三章 基本的施策

(インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための対策の推進)

第十五条 区は、区立学校に在籍する子ども及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止することができるよう、必要な教育及び啓発活動を講ずるものとする。

2 前項に掲げるもののほか、区は、インターネットを通じて行われるいじめに係るいじめの防止等のための対策を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(区立学校以外の学校への協力要請)

第十六条 区は、学校（区立学校を除く。）の設置者に対し、いじめの防止等に関する施策が確実かつ適切に行われるよう、必要な協力を求めるよう努めるものとする。

第四章 重大事態への対処

（東京都北区いじめ問題調査委員会）

第十七条 区長は、法第三十条第二項の規定に基づき、区長の附属機関として、東京都北区いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 調査委員会は、区長の諮問に依りて、第十四条第四項の規定による調査の結果について法第三十条第二項の規定により調査を行い、その結果を答申する。

3 調査委員会は、学識経験を有する者その他のいじめの防止等に係る専門的な知識を有する者で、対策委員会の委員以外のもののうちから区長が委嘱又は任命する委員五人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、二年とする。

5 前二項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

第五章 雑則

（委任）

第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長又は教育委員会が定める。

付則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十三条、第十四条及び第十七条の規定は、同年七月一日から施行する。